

岩手県告示第529号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和6年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
釜石市	唐丹町字桜峠の一部

2 調査期間 令和6年10月21日から令和7年3月31日まで